

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	全市民への商品券交付事業	①市民全員に対し、商品券「柳川藩札」を交付することにより、食料品の購入を含め市民生活を支援するとともに、消費の市外流出抑制、市内消費額の確保及び市内店舗の利用促進を図り、物価高騰の影響を受ける地域経済の回復に繋げる ②委託料 ③市民1人当たり一律8千円分(全店用1千円券×8枚) 61,000人(×8,000円=488,000千円) 事務費 45,100千円 ④全市民	R8.1	R8.4以降
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	がんばる商店街活動支援事業	①物価高騰等に直面する市内商店街の売り上げ回復を図る事業を支援することで、商店街の体制強化を図り、地域に根差した商店街の持続・支援を図る ②補助金 ③1商店街団体あたり基本額100万円+加盟店舗数×1万円 4団体 5,770千円(加盟店舗数:4団体合計177店舗) ④市内の商店街4団体	R7.4	R8.3
3	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	がんばる運送事業者支援事業	①燃油高騰の影響に対する緊急対策として、社会インフラとしてだけでなく地元の雇用としても重要な運送事業者の事業の維持及び改善を図るため、市内で自動車運送事業等を営む中小事業者に対し支援金を給付する。 ②補助金 ③2万円×650台(見込台数)=13,000千円、通信運搬費72千円 ④市内で自動車運送事業等を営む中小事業者	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育所等給食支援事業	①保育所等の給食に係る材料費の高騰分を助成することにより、これまで通りの栄養バランスや量を保った給食の実施を担保するとともに、物価高騰の影響を受けている保護者負担の軽減を図る。ただし、職員等にかかる給食費は除く ②補助金 ③補助額:(主食+副食)月額1,300円×23,423人=30,450千円 ※その他(C欄)記載は、県補助金(保育所等給食支援費補助金) ④市内の保育所、認定こども園	R7.4	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	小学校給食支援事業(R6物価高騰交付金補正分)	①小学生の給食費を無償化することで、物価高騰の影響を大きく受けている子育て世帯の負担軽減を図る。ただし、教職員等にかかる給食費は除く ②賄材料費 ③小学生2,912人 × 3,900円(月額給食費) × 7ヵ月(9月~3月) =79,497,600円 交付金(R6補正分)充当額:68,317千円、交付金(R7予備費分)充当額:11,181千円 ④小学生の保護者	R7.9	R8.3
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	小学校給食支援事業(R7物価高騰交付金予備費分)	①小学生の給食費を無償化することで、物価高騰の影響を大きく受けている子育て世帯の負担軽減を図る。ただし、教職員等にかかる給食費は除く ②賄材料費 ③小学生2,912人 × 3,900円(月額給食費) × 7ヵ月(9月~3月) =79,497,600円 交付金(R6補正分)充当額:68,317千円、交付金(R7予備費分)充当額:11,181千円 ④小学生の保護者	R7.9	R8.3
7	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子ども医療費助成拡充事業	①物価高騰により影響を受けた子育て世帯支援として、子育て世帯の負担を軽減するため、1月あたり500円を上限としている小中学生の子ども医療費(A)、重度障がい者医療費(B)、ひとり親家庭等医療費(C)の自己負担額の助成を拡充する ②医療助成費、印刷製本費、手数料、システム改修委託料 ③【医療助成費】自己負担500円 → 0円(R7年10月~R8年1月分) A:5,442,000円(対象数:6,156人、受診見込み:10,884人) B:89,000円(対象数:39人、受診見込み:178人) C:907,000円(対象数:809人、受診見込み:1,814人) 【印刷製本費】医療証台紙や送付用封筒など A:480,000円 B:90,000円 C:25,000円 【手数料】受診回数増加による手数料の増加分 A:780,000円 B:62,000円 C:46,000円 【システム改修委託料】 A:1,392,000円 ④小中学生の子どもがいる子育て世帯	R7.10	R8.1

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
8	③消費下支え等を通じた生活者支援	証明書コンビニ交付手数料減免事業	①証明書交付時にマイナンバーカードを利用してコンビニ交付サービスにおいて証明書等を取得した場合の交付手数料の減免を行うことで、物価高騰の影響を受けた生活者支援を行うもの。通常、市窓口交付での手数料は300円としているものをコンビニ交付の場合の手数料は200円としているが、コンビニ交付の場合は、さらに減免し手数料100円とする。 ②手数料 ③コンビニ交付委託料(減免による負担増分)100円×交付枚数20,000件=2,000千円 ④コンビニ交付サービスを利用した証明書等取得者	R7.4	R8.3
9	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道事業会計エネルギー価格高騰対策繰出金	①エネルギー価格高騰により各上水道施設の電気料金が高騰し、水道事業の経営が圧迫され、水道使用料への価格転嫁が危惧される。価格高騰分を一般会計から補てんすることで、水道使用料への価格転嫁を抑制する。(公共の施設の使用料を除く) ②繰出金 ③電気料金高騰分 12,000千円(物価高騰前のR3とR6との差額分) ④水道事業者	R7.4	R8.3
10	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	下水道事業会計エネルギー価格高騰対策繰出金	①エネルギー価格高騰により各下水道施設の電気料金が高騰し、下水道事業の経営が圧迫され、水道使用料への価格転嫁が危惧される。価格高騰分を一般会計から補てんすることで、下水道使用料への価格転嫁を抑制する。(公共の施設の使用料を除く) ②繰出金 ③電気料金高騰分 6,000千円(物価高騰前のR3とR6との差額分) ④下水道事業者	R7.4	R8.3
11	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	住宅用太陽光発電システム設置補助事業	①エネルギー価格高騰に歯止めがかからない中、家庭におけるエネルギーの安定的な供給並びにエネルギーの利用の効率化及び最適化を図ることで生活者支援につなげるため、住宅用省エネルギー設備の設置に要する経費を補助するもの ②補助金 ③太陽光発電システム80,000円×40件 =3,200,000円 家庭用燃料電池システム40,000円×20件 =,800,000円 ④住宅用省エネルギー設備を設置した市民	R7.4	R8.3
12	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	特定不妊治療助成金事業	①物価高騰の中、高額な不妊治療に悩む夫婦を支援することで、人口減という地域の課題解決を図る。 ②助成金 ③県の先進医療の助成を受けた者に対し、その上乘せとして、費用の2割、上限50,000円を助成 50,000円 × 20件 =1,000,000円 ④令和7年8月1日以降に治療開始した夫婦	R7.8	R8.3
13	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対策としての水道料金減免事業	①物価高騰は、各家庭では家計の負担となり、事業者にとっては経費増高の要因となっている。その負担を少しでも軽減するため、水道加入世帯等の水道料金を減免する(公共の施設の使用料を除く) ②繰出金 ③家事用 25,000件×3ヶ月×858円=64,350千円 営業用・工業用 1,600件×3ヶ月×935円= 4,488千円 システム改修経費 1,000千円 ④水道事業者	R8.1	R8.4以降
14	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰に対する市民生活支援金	①物価高騰は、各家庭では家計の負担となっている。その負担を少しでも軽減するため、水道加入世帯等の水道料金を減免する(公共の施設の使用料を除く)。水道未加入世帯にはその支援が届かないため、支援金を交付する ②補助金 ③1,500件×3ヶ月×858円=3,861千円 通信運搬費 165千円、手数料165千円 ④水道未加入世帯	R8.1	R8.4以降
15	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	収入保険料補助事業	①収入保険は、自然災害による終了減少や市場価格の低下、生産資材高騰の影響等による収入減少を補填する制度で、地域の農業者の経営の安定と農業の維持を図るため、収入保険の普及拡大を進めるもの。 ②加入保険の保険料 ③加入する農業者(個人、法人)、加入する農業者が負担する保険料の半額相当 18,000千円×1/2=9,000千円 ④加入する農業者(個人、法人) 115件	R8.1	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
16	①食料品の物価高騰に対する特別加算	小学校児童給食費補助事業	①物価高騰の影響を受けている子育て世帯支援として令和7年度8月分(8、9月喫食分)から実施している、小学校児童の学校給食費を無償化において、その恩恵を受けない児童等に対し、給食費相当額を補助するもの。 ②給食費補助金の支給 ③160万円 対象児童(見込み)70人 × 3,265円(平均補助見込み額) × 7ヵ月(9月～3月) ≒160万円 ④アレルギー等で弁当持参の児童など(70人程度の見込み、教職員は除く)	R7.8	R8.4以降
17	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	保育所等物価高騰対策事業	①物価高騰の影響を受けている保育所等に対し、原油価格高騰に伴うかかり増し経費を支給することで運営に係る経費負担を軽減する。 ②補助金 ③利用定員数に高圧受電施設(1400円/人)、低圧受電施設(800円/人)を乗じた額 高圧受電:690人(6施設) × 1400円 低圧受電:1,280人(14施設) × 800円 ④市内の保育所、認定こども園	R8.1	R8.4以降
18	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	柳川市社会福祉施設等物価高騰対策支援金給付事業	①福岡県において、県所管の介護サービス事業所・施設等に対する支援金が交付されるため、県所管以外の介護サービス事業所等に対して同等の支援金を給付する。 ②補助金 ③支援金は、県所管の事業所と同額とする。 <入所系>定員1人あたり 24,900円(高圧) 定員1人あたり 24,100円(低圧) <通所系>定員1人あたり 9,200円(高圧) 定員1人あたり 8,100円(低圧) <訪問系>1事業所あたり 12,600円 ④県所管以外の介護サービス事業所等	R8.3	R8.4以降
19	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	第3子以降の保育料無償化事業	①物価高騰の影響を強く受ける第3子以降の児童を養育する多子世帯の保護者の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、第3子以降の令和7年9月分以降の保育料を無償化する ②保育所運営費、認定こども園施設型給付費、多子世帯利用給付費 ③毎月の必要経費見込み1,430千円(対象約800人) × 7ヵ月(9月～3月) ≒10,000千円 市負担分(1/2)は5,000千円 ④市内の保育所、認定こども園等	R7.9	R8.4以降